

議案第77号 小松島市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

平成27年10月からマイナンバー制度が開始されることに伴い、小松島市情報公開・個人情報保護審査会でマイナンバーをその内容に含む「特定個人情報」を取り扱うこととなるため、所要の改正を行うもの。

小松島市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成12年小松島市条例第54号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) 略	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) 略 <u>(7) 特定個人情報ファイル 個人情報保護条例第2条第9号の定義による。</u> (所掌事項)	追加
(所掌事項) 第3条 審査会は、次に掲げる各号の事項についてその権限を行うものとする。 (1)～(2) 略 (3) 個人情報保護条例第7条第2項、第8条第2項第7号及び第9条	第3条 審査会は、次に掲げる各号の事項についてその権限を行うものとする。 (1)～(2) (3) 個人情報保護条例第7条第2項、第8条第2項第7号、 <u>第9条第</u>	改正

<p><u>第2項第6号の規定による事項</u></p> <p>2 略</p> <p>(審査会の調査権限)</p> <p>第10条 審査会は、第3条第1項の審査を行うため必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示請求に係る行政情報又は<u>個人情報ファイル</u>の提出を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提出された行政情報又は<u>個人情報ファイル</u>の開示を求めることができない。</p> <p>2 略</p> <p>3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、不服申立て事件に係る行政情報又は<u>個人情報ファイル</u>に記録されている情報の内容とその処分の理由を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 略</p>	<p><u>2項第6号及び第10条の2の規定による事項</u></p> <p>2 略</p> <p>(審査会の調査権限)</p> <p>第10条 審査会は、第3条第1項の審査を行うため必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示請求に係る行政情報、<u>個人情報ファイル</u>又は<u>特定個人情報ファイル</u>の提出を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提出された行政情報、<u>個人情報ファイル</u>又は<u>特定個人情報ファイル</u>の開示を求めることができない。</p> <p>2 略</p> <p>3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、不服申立て事件に係る行政情報、<u>個人情報ファイル</u>又は<u>特定個人情報ファイル</u>に記録されている情報の内容とその処分の理由を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 略</p>	<p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p>
---	--	-------------------------------